

老人の処遇について

——養護老人ホームの実態を中心に——

籠 山 京

I

老人を、家庭的にも、社会的にも、どう処遇するかについて、最近、色々な議論が行われている。けれども、その多くの議論は肝心な点をそらせてしまって、はじめから老人を社会的弱者だと考えて、どうやっていたわるかという議論に終始している。

その肝心な点というのは、第1に老人とはどういう人をいうのかという問題である。わが国の公式な統計——たとえば厚生省統計——などでは65歳以上の暦年齢の者を一様に老人とっているが、それで良いであろうか。仮に、65歳以上の年齢の人を老人といった場合に、その中には、おおよそ3つのカテゴリーの人が含まれている。第1は、働く能力があり、それにふさわしい地位について働いている老人である。第2には、自ら働く能力はあるが、働く場を失ってしまった老人で、その中には、そのために直ちに生活困窮に陥らないだけの貯金なり、年金のある老人(A)と、食べるに困っている老人(B)とがある。第3が、働く能力を喪失して、他の手で養護されなくては、生きていくことのできない老人である。

これらを、もし、すべて老人と呼ぶならば、家庭的処遇も、社会的処遇も、それぞれに異ってくるはずである。そして、そこで起る問題も必ずしも一様ではなく、異質である。そのことは、ここでいちいち例をあげるまでもないことであろう。したがって、それらをひっくるめて、老人の問題を考えるということは、まるで無茶苦茶である。たとえば、老齢年金の充実ということは、上述の区分でいえば、第2のAのカテゴリーの老人にと

って真実味のあることであって、第1のような老人にとっては、関心の薄いことであろうし、第2のBや第3の老人にとっては、むしろ年金の充実よりは、公的扶助や社会サービスの充実が、当面、直接の関わりのあることである。したがって、老人の問題を論じようという時、われわれはまず、どのカテゴリーの老人を問題にしようとしているかをはっきりさせておかねばならない。この小論では、第2のBのカテゴリーと第3のカテゴリーの老人の処遇について、若干の考察をしたいと考えている。

第2の肝心な点は、老人は、どのように理屈を考えてみても、家庭的にも、まして社会的には不要の存在となった人間だということである。ところが、老人をこのように考えた場合には、とうてい一定の暦年齢で限ることができない。たとえば、幼い孫と2人だけで生きている老婆は、たとえ80歳を越えていても、かけがえのない養育者である。もし老婆が死ねば家庭的に言えば、その幼い孫は天涯の孤児となってしまう、社会的には養護児となってしまう。

だが、無能なくせに、がんこでひねくれた、そして絶えず家庭不和の原因となるような人間なら、50歳で、すでに家庭的にも、社会的にも不要だろう。まして、不治の床に寝たきりでいる老人は、年齢の如何を問わず不要だろう。

いま、この点をあいまいにして、老人の処遇を考えてみても、問題の核心にふれることができない。佐口卓教授が『老人はどこで死ぬか』(昭和45年刊)というショッキングな表題の書物の中で、この問題を提起された。が、答は出ていなかった。

私も、きわめて重要だと思うのである。ところで、この点では老人は2つのカテゴリーに分けられる。第1は、自分が社会的にも家庭的にも不要な存在となったことを、自覚して、日々を余生として暮している老人である。第2は、その自覚ができないで、自分にも他人にも小うるさい老人である。

たとえば、いま、老人の生甲斐というようなことをしきりと論ずる人がいるのだが、生甲斐ということが第1の老人にとっては、まるで無関心な事であること、のみならず静かな日々にとって迷惑なことであることがわかっているであろうか。老人の生甲斐論というのは、第2の小うるさい老人への慰問にすぎないのである。このような精神論にしてさえ、そうである。まして、社会的処遇を考える場合に、第1の老人と、第2の老人を混同することができない。

私は、この小論では、その点をも考慮しながら、考察を進めたいと思っている。果たして、役に立つような論考ができるかどうか。

II

まず、老人の処遇論に入る前に、老人の生活形態を考えてみたい。

老人は、単身かまたは老人夫婦だけで、いいかえると老人だけで独立して生活している場合が、きわめて少く、85%以上が子供なり縁者と同居している。この85%以上の同居老人の中にも、第2のBや第3のカテゴリーの老人があり、不要な存在物となったことを自覚しないでいる老人もいるはずである。しかし、その内訳数は調査がないのでわからない。ところで老人の生活形態は、(a)完全に独立住居で老人だけで生活している、(b)間借りで、巷の谷間にまるでかくれるように生活している、(c)山谷や釜ヶ崎に暮している、(d)老人ホーム等の収容施設にいる、といった4つに区分できる。ところが、この区分と、前述した老人の3種のカテゴリーとは、奇妙に対応している。

(a)の独立住居老人は、第1か第2のAである。第2のAでも貯金・年金等で十二分にやっていけ

る老人で、少し不足だという老人は、同居している。この区分に入る老人については、ほとんど問題はない。ただ、突然、死んだことを傍らの誰もが知らないでいるというようなハプニングが起りうる。しかし、これは老人に限った危険ではなくて、アパートで独り住まいをしている若い者にも起りうることなのである。したがって、老人問題から、さし当たり、はずしておいてもよいだろう。

(b)間借り老人は、第2のBか第3で、しかも集団生活を拒んでいる老人である。発見されると、生活保護の適用を受け、ホーム・ヘルパーの訪問の対象になる。だが、見つけ出されないで、間借り先の世話になって、タンス貯金で1日1食というような生活をしている老人が、大都会の片隅には残っている。

これらの老人は、社会福祉主事やホーム・ヘルパーが、どれだけすすめても、老人ホームに入るのを嫌っている。そして1日も早く安楽に死にたいと願っている老人である。

いちばん惨めで、しかも地域社会にとっては手間のかかる老人である。

(c)山谷、釜ヶ崎にいる老人は、特殊な老人である。働いて、自分でやっているという意味では第1種の区分に入る。しかし、その収入が低いので、ドヤにしか住めない。これらの老人が、第2のBになると、ドヤを出て、前述の(b)型になる。

(d)老人ホームその他にいる老人は、第2のBか、第3の老人である。しかも、家庭的処遇を受けられなくなってしまった老人である。第3種の老人で、若干の貯金や年金をもっていて、しかし、家庭にいる場所がなく、また、独り住まいはできないので、ホームに入っている老人が最近が増えてきている。有料老人ホームは、当然、全員がこの型である。

このように分類しながら、老人の生活を考えてみると、老人としては、(a)(b)(c)が一般形態であって、老人ホーム等の施設に入っている老人の生活は、むしろ特殊な形態だということがわかる。この独り住まいや施設にいる老人は、いずれにせよ家族と同居してられない、また、いたくない老人である。そして、(a)(b)(c)は、惨め

であるかどうかは別として、自分で独立して生活している。これに対して、社会の側のつくった処遇の一形態が老人ホームである。したがって老人ホームには、老人のためというよりは、社会的処遇の便宜・効率という視点が、どうしても入っている。前述のb型のように老人ホームを拒んでいる老人がいることが、その証拠である。

そこで、独立住まいの形態をとりながら、社会的処遇を行うという目的で老人村という形が考え出されている。

III

老人ホームにいる老人は、その生活形態からいえば、第2のBや第3のカテゴリーの老人で、しかも家庭的処遇を受けられなかった老人が大多数である。収容されている老人に会って聞いてみると、家の者は一緒にいようというけれども、この方が気楽でよいからと話している老人がいる。もし仮に、その老人は家庭的処遇を拒まれたわけではないと考えると、そういう老人が少数ある。しかし、その老人は、きわめて少数だと思う。しかも、この方が気楽でよいといっている言葉を、自分が存在理由を失った人間だということの自覚の反映だとみると、こういうことをいっている老人は、老人ホームではいちばん気楽で扱いやすい老人なのであろう。

大多数の家庭的処遇を受けられなかった老人の中に、その自覚をもった老人と、もっていない老人とがいる。前者は、家も世の中をも、あきらめてしまった老人で、後者はあきらめきれない老人である。老人ホームの中では、いちばんやっかいな老人ということになるだろう。

この3種類の老人の内訳は、調査がないのでわからない。また、調査をするにしても、なかなか面倒な調査になるだろう。

これらの老人の区分は、およそ次のように8区分になる。

ところで、これらの老人は老人ホームで、どんな生活を送りたいと考えているかは、調査してみても、はっきりとはつかめない。面接やアンケートなどでも、老人の応答は非常に屈折して出てく

るので、なかなか本当のことがわからない。けれども、この8区分によって、生活の希望というよりは、老人ホームでの生活に対する姿勢が違っているだろうことは推定に難くない。

第2 の B	労働力あり { 家庭的処遇	あり { 自覚あり	1
		なし { 自覚なし	2
		あり { 自覚あり	3
		なし { 自覚なし	4
第3	労働力なし { 家庭的処遇	あり { 自覚あり	5
		なし { 自覚なし	6
		あり { 自覚あり	7
		なし { 自覚なし	8

そこで、こういう8種類の老人に対して、老人ホームとして、どのように対応していくか。一つは、8種類にそれぞれ応じていくという仕方があるだろう。けれども、それは合理的でいて、老人ホームの管理という面では問題がある。8種類の老人に、それぞれ対応するということは、老人の希望はすべて入れてやるということを意味するから、もし例外的な老人が入所してくると、例外的処遇をしなければならなくなる。

したがって、考えるべきことは、むしろ老人ホームに入った老人に、どういう生活をさせていくかということになるだろう。前掲の表でみると、老人には労働力の有無、家庭的処遇の有無、自覚の有無という3つの要因があることがわかる。ところが、前にもいったように、家庭的処遇があつて、老人ホームに入ってきた老人は、むしろ、自分が不要物だということを自覚している老人だと考えられるので、この2つの要因は対応しているとみると、労働力の有無と、自覚の有無に、問題の焦点がしばられてくる。

労働力は、労働の意欲と人間的エネルギーとから成っていることは周知のことだが、老人ホームへ入ることを決心するということが、労働の意欲を自ら押えつける第一歩となっていることは当然である。老人ホームは養護を受ける場所であつて、働く場所ではないからである。

したがって、労働力のある老人も、入所すると急速に労働意欲を失っていくのだろうと思う。労働力の有無を正しく測ることが、もしできたとし

たら、おそらく入所年数と相関して、労働力を喪失した老人が増加していると考えることができる。

最近、各地の老人ホームで、作業の奨励が行われて、木工室等の設備が整えられだしている。しかし、そこで作業をしている老人は、せいぜい収容老人の5~6%以下である。1人か2人の老人が作業をしているだけである。しかも、その作業は1~2人の老人の手すさび仕事にすぎないのであって、それが労働というものに結びつきやうがないことは、初めからはっきりしている。

しかも、老人ホームの施設長と収容老人との間に、労働関係という全く別の問題を持ち込むことが、果たしてよいことであろうか。老人ホームの生活の中に、働くということを入れていくことは、色々の面で無理がある。

そこで、結局、老人ホームの生活は、家庭的にも社会的にも不要な存在物であることを自覚させるように生活させていくか、むしろ逆に自覚させないように生活させていくか、という問題に帰してくる。佐口卓教授が、「老人はどこで死ぬか」と問うたのは、このことであつた。

前者のような生活というのは、あきらめの生活である。したがって、そこでは食べることが、酒好きの老人には飲むことが、唯一の慰楽になってくるだろう。

また、後者のような生活では、それこそ、老人は決して不要の存在ではないのだということを納得させていくような生活である。したがって、食べることよりはむしろ、教養娯楽に、その焦点をむかせるべきである。

いま、ここで私は、そのいずれかに決定する是非論をする意志もないし、また、その必要もない。そのどちらでもよい。ただ、そのどちらかに決めて、その基本方針に基づいて老人ホームは運営すべきだということをいいたい。既存の老人ホームに向って、この問を出せば、多分、すべての老人ホームが、方針をきめていないことをのべて、老人ホームの運営が無方針の下におかれ、したがって単なる収容所と化していることを、問わず語りに白状する。私はそこに、問題があることをい

っておきたい。

では、一体、老人の処遇をいずれとするかを、誰が決めるのか。それは老人ホームの長でもなく、理事会のようなものでもない。決めるのは、地域の住民である。

問題は老人の社会的処遇である。地域の住民が自分らの地域内におかれている老人ホームをどのようにみるかということに他ならない。したがって、地域の住民が決めでなく、誰が決めるだろうか。

いま、仮定として、前者の方針で老人を処遇するとすれば、食事は嗜好品を多くし、酒・煙草は自由にし、むしろ、仲のよい少人数で会食するというような機会を多くするということが、重要になるし、収容老人の夕食も自由にする。それらは、すべて地域住民にはね返ってくる。八百屋、魚屋、肉屋等の食料品店や、飲食店には直接、関係してくる。これらの住民が、前者の方針を是認して「どうせ死ぬ日を待っているお爺ちゃんお婆ちゃんだから」といって、すべてに寛容でなければ、老人ホームだけで、こういう思い切った運営はできない。

私は、この方針でいくならば、酒好きの老人には寝酒を許してもよいと思う。飲みすぎて、そのまま昇天しても、これは施設長の責任ではない——ということを地域の住民が認めていなくてはならない。

また、後者の方針でいくとすれば、地域の住民との関わりあいは、一層、深くなってくる。たとえば、老人ホームの老人が毎朝、駅のかみくず集めの奉仕に出たとする。非能率で邪魔になるからといって、駅の側がその奉仕を拒めば、老人の夢はあえなくくだかれてしまう。

公園の草むしりや、道路の清掃から、中高年層がはじき出されたのは、市町村の清掃当局の能率主義からきている。これを復活させて、老人の奉仕を受け入れてくれなくては、老人の奉仕生活は具体化しない。これを決めるのは、地域の住民である。

その意味でも、また、後段にのべるように経営の点からいっても、老人ホームは絶対に市町村営でなくてははいけない。私営は絶対に廃すべきだと

思う。私営でやっている人々の大部分は、金もうけをしようとして、老人ホームをやっている訳ではない。社会福祉活動がやりたくて、やらずにいけないからやっているのである。しかし、その熱意を地域住民に向けて、自分も含めて地域の熱意で、老人ホームを営むのが本筋である。そして、その過程で、老人の処遇の方針は前者か後者に自ら決まっていくなさずである。

これだけの考え方を前提として、老人ホームの現実をみてみたい。

VI

私は昨年春から秋に、養護老人ホームの実態を、その経費支出の面から調査する機会を得た。以下は、その調査で得た結果なのである。

実際に老人ホームを訪ねて、色々とその実態を調べてみると、実際に行われている、物の消費と金の支出は次のようなルートで行われていることがわかった。

① 食 物 食物の購入は栄養士、栄養士を欠く場合は調理士の主任が、出入り商人から購入伝票によって納入させ、この購入伝票による各商店ごとの合計金額が請求書として出され、事務部の会計で支払われている。したがって会計係の支払伝票では各商店ごとになっているので食品の品

目は不明である。これを知るためには納品伝票について、調査集計する他はない。

購入納品された食物はいったん冷蔵庫その他の倉庫に入れられた上で、日々の献立によって調理されているが、その在庫量は必ずしも多くない。その理由の第1は、食品倉庫の整備が必ずしもよくないだけでなく、余り十分なスペースがない。第2に、老人ホームの所在地はそれぞれ、食品購入に不便な山間僻地にあるのが、むしろ稀少の例外で、一般には購入に便利なので、大量一括購入の必要がない。第3に、老人の養護費は毎月分として給付されるので、公私立老人ホームの財政状態からして、在庫量を寝かすわけにいかない。

したがって、購入は極端に必要な消費量だけを購入している。そこで、商店からの購入伝票の2ヵ月分を調査し集計して1ヵ月平均を出せば、在庫量との差引計算をしないでも、ほぼ消費給食量と見合うものと考えることができる。

② その他の諸費 すべて事務部の会計あるいは出納係で購入、支払がされているので、その伝票を調査すれば、実態を知ることができる。ただし、月によって購入する物としない物との変動が著しく、必要最少限の購入であるために、一年に一日しか購入のないような物が相当にある。そこで、倒底、短い月数では正確な資料とはならな

表 1

所在地	設置者	収容数	45										46						平均
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6		
京 都	府	男(延)	955	1,034	1,041	1,085	1,085	1,080	1,056	990	1,006	1,049	980	1,057	1,004	1,003	1,006	115	
		女(延)	1,834	1,884	1,824	1,863	1,821	1,819	1,899	1,800	1,860	1,798	1,546	1,670	1,594	1,703	1,680		
		計														90	87		
		病人食	300	310	300	310	310	300	310	300	310	310	270	310	300	310	300		
		外泊老人	22	60	33	21	44	22	45	28	14	51	30	11	39	36	29		
神 奈 川	県(委託)	男(実)	64	68	66	67	64	66	67	67	69	68	70	68	70	69	70		
		女(実)	85	85	89	90	90	88	87	91	90	86	85	81	85	83	85		
		計	149	153	155	157	154	154	154	158	159	154	155	149	155	152	155		
東 京	私 立	男(延)	2,051	2,104	2,046	2,127	2,023	1,978	2,012	1,981	2,144	2,166	1,924	2,140	2,079	2,142	2,078		
		女(延)	3,916	4,061	3,960	4,073	4,088	3,995	4,088	4,028	4,133	4,074	3,693	4,042	3,830	3,932	3,855		
		計	5,967	6,165	6,006	6,200	6,111	5,973	6,100	6,009	6,277	6,240	5,617	6,182	5,909	6,074	5,933		
		病人食																	
北 海 道	道																	71 48 119	
		男																	
		女																	
		計																	

注 (延)は食事した延人員数を示す。

表 2

設置場所等				京 都	神 奈 川	東 京	北 海 道	平 均	修正平均
項 目									
B-1	米		類	1,920	1,250	1,240	1,420	1,458	1,303
B-2	パ	ン	類	1,480	254	206	205	536	222
3	生	鮮	魚	1,430	1,090	780	424	931	765
3'	塩	干	魚	456	242	188	452	335	294
4		肉		1,310	630	620	382	736	544
4'	乳		卵	1,680	398	585	524	672	502
5	野		菜	1,430	810	750	665	914	742
5'	い		も	84	47	44	75	63	55
5''	豆	幹	そ	342	112	98	48	150	86
6	加	工	品	1,620	795	386	870	918	684
7	調	味	料	475	304	266	226	318	265
8	菓		子	222	243	278	39	196	190
8'	果		物	590	408	362	372	433	381
8''	茶	飲	料	49	364	145	615	293	375
8'''		酒		0	16	8	16	10	13
9	外		食	274	0	0	148	106	50
10	給		食	0	0	0	0	0	0
1-10	食	料	費	13,362	6,963	5,956	6,481	8,069	6,471
11	土	地	家	855	900	238	370	591	708
12	家	具	什	353	186	505	342	347	294
13	そ	の	他	1,208	1,086	743	712	937	1,002
11-13	住	居	費	1,020	1,450	745	2,250	1,366	1,573
14-15	光	熱	費	868	1,040	220	590	655	833
16	衣		料	298	310	95	139	211	249
16'	布		地	352	310	265	458	346	373
17	家		具	38	39	16	67	40	48
18	ハ	キ	物	—	—	—	—	—	—
16-18	被	服	費	2,576	1,699	596	1,254	1,531	1,843
19	保	健	医	440	324	137	211*	278	325
20	理	容	衛	346	189	222	835	398	432
21	交	通	通	191	61	191	177	155	143
22	教		育	0	0	0	0	0	0
23	文		具	78	17	72	*にふくむ	56	75
24	新	聞	雑	163	70	21	158	103	130
24'	娛		楽	96	540	0	196	28	36
25	交		際	24	5	4	79	75	75
26	煙	草	の	0	0	0	75	270	270
26'	老	人	小	0	270	0	0		
19-26	そ	の	他	1,338	1,476	647	1,733	1,299	1,518
消 費	支	出	計	19,504	12,674	8,687	12,430	13,202	12,407
老 人	私	費	小	4,200	4,050	—	—	4,125	4,125
総			計	23,704	16,724	8,687	12,430	17,327	16,532

注 食費は京都をのぞき食費以外は東京をのぞく。

いので、1ヵ年分(45年度分)の購入伝票を整理して1ヵ月平均を算出した。

③ 老人の個人支出 老人は、個々に小遣いで色々の物を購入しているし、訪問してくる親族に小遣いをくれてやったりしている。この実態は、改めて調査するより他に途がないので、老人小遣い調査を実施する。

④ 贈与品と贈与金 老人慰問のために、市町村その他の団体、親族等から、現金と現物が送られてくる。あるいは訪問して老人に手渡される。この実態も調査する必要があったが、現金はこれがやがて老人の小遣い支出として現われるものと考えて、調査を断念した。したがって、この調査では、現物の贈与品と、現金の贈与ならびに貯金の実態をとらえていない。

厚生省老人福祉課で選定してもらった20ヵ所の老人ホームについて、前述のような調査条件をみたし、加えて、各種伝票を写しとってくる人手が得られて、結局、すべての資料を得ることができたのは、北海道1(公立)、東京1(私立)、神奈川1(公立)、京都1(公立)の4施設となった(表1)。

(a) 飲食物費

前述のように46年5月、6月分の購入伝票から品目別数量と金額をすべて写しとり、これを分類集計し、他方で5月、6月の健康食喫食延数を調査し、1ヵ月1人当り平均を算出した。その結果は、表2のようになる。

この調査結果で顕著なことは、京都府立の施設の飲食料費がきわだって高く、他の3施設のほとんど倍額になっている。食料費の内訳をみると、米類、パン類、生鮮魚介類、肉類、乳卵、野菜類、加工食品等が2倍となっており、特に乳卵は3倍になっている。これに反して、東京私立施設の場合は著しく悪い。この差異は実際に訪問してみた限りでは、経営財政の結果であって、京都府立施設では赤字を出すことについて、京都府当局が文句をいわず、嵯峨府知事が老人福祉に声をかけているからだと説明していた。ただし、公立がすべてよいのではなくて、北九州市立の施設は、市長の方針で老人福祉のみならず、社会福祉費の節減

をきびしくしているので、経営が苦しく、思うような食事を与えられないで困っているようであった。

北海道のものは、旭川市内で2級地であるから、その分だけ措置費が低いので、水準が悪くならざるをえない。

わずかな施設の調査であるにもかかわらず、設置主体のいかんによって、これだけの格差が生じていることは、大問題だといってよい。第1に設置主体の意向によって、これだけ格差が開くほどに、措置費の水準が低いということである。先述したように、京都の施設と東京の施設で、食料費が2倍以上の格差となっている内訳をみると、パン類、生鮮魚介類、肉類、乳卵、野菜、加工食品、調味料、果物等に格差があるからである。いいかえると、老人の嗜好を考え、栄養を考えて給食をすれば、たちまち京都の施設のようにになってしまうのであって、東京の私立施設では、それが財政上できなかったということにはほかならない。神奈川、東京、北海道の食料費は、措置費で認められているもののぎりぎりであり、京都のそれは、府庁独自のプラスアルファがあったと考えざるを得ない。

仮に食料費には格差があっても、その内訳に代替がみられ、たとえば、パンは少くとも米は多いとか、乳卵は少くとも肉魚類が多いといった代替があって、栄養量の格差が縮小しているというのであれば、問題は別である。しかし、ここではそうではない。老人にとって必要な食料に格差があって、比較的重要でないものには格差がない。したがって、この格差は金額の差がただちに老人の処遇の格差となっているということなのである。

(b) その他の費用

飲食料以外の費用は前述したように、45年度(45年4月～46年3月)の中での支出の1ヵ月1人当り平均値である。

その費目別支出額は公立の3施設の間に、食料費でみたような大きな格差はない。

表2に示したように、食料費以外の諸費の合計は、京都6,142円、神奈川5,711円、北海道

5,949 円である。

ところが、費目内訳をみると、光熱費で北海道は京都の2倍以上になっている。旭川が寒冷積雪地という特性のためと考えてよいだろう。だが、その差は表でみる限り、住居費、被服費の圧縮で相殺されていて、合計額の差がなくなっている。この点は大変おかしい。旭川分の調査もれでないならば、老人処遇の上では、寒冷積雪地は無視されている。

京都と神奈川は1級地で旭川は2級地である。この基準の級地差が、このように寒冷積雪地の特質を相殺しているとすれば、著しく問題である。

東京の私立施設のその他の費用は2,731 円で公立施設の2分の1にしかない。経営財政上の差異が、食料費についても、その他の費用についても、かくも大きな差となっていることは、改めて注目してよいことである。

(c) 老人1人当り1ヵ月分支出

前述の食料費と食料費以外の諸費との全合計を表2で示した。

京都19,504 円、神奈川12,674 円、東京(私立)8,687 円、北海道(2級地)12,430 円となる。社会福祉における公平の原則は、全く守られていない。

(d) 平均の老人1人1ヵ月分支出

前述したように設置主体別に著しい差があるので、これをそのまま平均してみても余り意味がないし、加えて食料費は46年4月、5月の平均、その他の諸費は45年度1年の1ヵ月平均なので、

若干の修正を試みた(表2, 修正平均)。

この修正は2点あって、第1点は、食料費では、プラスアルファのつけられている京都を除いて、神奈川、東京、北海道の分が数字上近似しているので、その平均をとり、第2点は、その他の諸費が著しく低い東京を除いて3施設のものが、近似値なのでその平均をとった。その結果は食料費6,471 円、その他の諸費5,936 円、合計12,407 円である。

(e) 老人の私用小遣い

老人は遺族年金、福祉年金等の収入で、若干の小遣いを使っている。その調査は困難であったが、京都と神奈川で寮母の協力で実施した。その結果、京都では1人平均1ヵ月分4,200 円(46年5月)、神奈川で1人平均1ヵ月分4,050 円(46年5月)で、きわめてよく一致しているので、その平均4,125 円を老人が使う1ヵ月分の小遣い額とした。

これを前述の修正平均値の合計12,407 円に加えると16,532 円となり、これが今次調査で知ることのできた、老人ホームにおける老人1ヵ月分の生活費である。

(f) 老人ホームにおける1ヵ月分生活費

前述の老人小遣い1人1ヵ月4,125 円の使途内容は、ほとんどが医薬品と嗜好品に使われている。調査対象のすべてについて、内訳をみる事ができなかったが、京都の施設では表3のように、老人について小遣い帳をつけてもらうことができた。また、神奈川の施設では46年6月に、小遣いの

表3 老人小遣い調査(京都)

老人別等 項 目	A	B	C	D	E	F	G	平 均	神奈川 平 均	全平均	%	展 開
食 料 嗜 好 品	4,850	2,210	1,560	1,800	500		1,200	1,732	625	1,179	31.2	1,290
薬 医 療	1,350	1,100	220	7,000			200	1,410	820	1,115	29.4	1,215
衣 料	500	100	1,200	500			1,000	470	86	278	7.45	340
交 際 費	500					4,000		640	176	408	11.1	455
雑 費	300					500		115	254	185	4.9	202
保 険 料	240	240		240				103		52	1.4	58
交 通 費		300		500			300	157	405	281	7.4	305
理 容 衛 生			200			200	300	100		50	1.3	54
タ バ コ								357		179	4.7	194
文 具					2,500	300		43	68	55	1.4	58
計	7,740	3,950	3,180	8,240	3,000	5,000	4,000	5,127	2,834	3,782		4,171

使途について、聞き取り調査をした。表3の通りである。

この2つの調査を基にして、老人小遣いの内訳の構成を推計すると、次のようになる。

食料嗜好品	31.2 %
医薬品、マッサージ	29.4 %
衣料	7.45 %
交際費	11.1 %
雑費	4.9 %
保険料	1.4 %
交通費(バス)	2.4 %
理容衛生	1.3 %

タバコ代 4.7 %

文具 1.4 %

そこで、この構成比で、前述の老人小遣い1ヵ月分平均4,125円の内訳を計算し、それぞれの金額を、その帰属すべき費目に加えて、前述の修正平均値をさらに再修正した。これが、今次の調査で得た老人ホームでの老人1人当り生活費として必要な金額だといってよい(表4)。

食料費 7,761円

住居費 1,002円

光熱費 1,573円

被服費 1,843円

表4

項 目	老人ホーム	修 正	A	B	A	B
			老人小遣を入れた再修正	老人単身	%	%
1 米	1,458	1,303		958		
2 その他	536	222		300		
3 魚	1,266	1,059		486		
4 肉乳卵	1,408	1,046		1,438		
5 野菜	1,127	883		937		
6 加工品	918	684		361		
7 調味料	318	265		130		
8 嗜好品	932	959		1,800		
9 外食	106	50		1,465		
10 給食	0	0		0		
1-10 食費	8,069	6,471	7,761	7,875	47.5	27.6
11 家賃	591	708		0		
12 家具什器	347	294		49		
13 その他	—	—		615		
11-13 住居	937	1,002	1,002	664	6.25	2.32
14 電気ガス	—	—		821		
15 その他	—	—		2,066		
14-15 光熱費	1,366	1,573	1,573	2,887	9.65	10.2
16 衣料	866	1,082	1,422	246		
17 寝具	346	373		0		
18 その他	40	48		3,278		
16-18 被服	1,531	1,503	1,843	3,524	11.3	12.1
19 保健医療	278	325	1,540	900	9.4	3.15
20 理容衛生	398	432	486	581	2.96	2.4
21 交通通信	155	143	448	2,574	2.72	9.0
22 教育	0	0	0	0	0	0
23 文具	56	75	133	128	0.81	0.45
24 娯楽	311	407	407	4,748	2.48	16.6
25 交際費	28	36	491	1,450	2.98	5.1
26 雑費	345	345	741	3,300	4.52	11.6
別居(老人小遣)	(4,125)	(4,125)		—		
19-26 諸費支出	4,424	5,643	4,246	13,613	26.0	47.8
消費非消費	17,327	16,532	16,425	28,563		
			58			

その他の諸費	4,246円
保健医療	1,540円
理容衛生	486円
交通通信	448円
教育費	0
文具	133円
教養娯楽	407円
交際費	491円
雑費	741円
消費支出	16,425円
非消費	58円
計	16,493円

なお、このほかに、第4の支出として、各方面からの贈与現物がある。これは、北海道の施設で、次のような結果を得られただけで、他の3施設では、ほとんどないということであった。旭川の分も、全く取上げるほどの量ではないので、これをネグレクトした。

昭和46年5月、6月における関外からの送り物(北海道)

5月		6月	
雑菓子	石油カン2缶	山菜	50kg
キャラメル(大)	120ケ	婚礼ケーキ	2箱(大)
そば	145玉	古着	10点
理容	150円×15人	酒	1升
洗剤	24箱(小)	菓子(袋入100円)	120袋
週刊紙(古本)	250冊		
ケーキ	100ケ(@20円)		
衣類	10点		

(g) 老人の栄養状態

前述した食料費調査と並行して、購入物量調査を行なった。その結果は、表5のごとくである。

購入品目とその数量は、地域の食料供給事情を反映して、若干の差異をみせている。

その平均値をとって、これについて、カロリー量と蛋白質量を計算すると、購入量は、1日1人当り平均2,723Cal, 蛋白質は156gr, 動物蛋白は92.5grになる。

(蛋白質)(動物蛋白)

京都の場合には	4500Cal	258gr	153gr
神奈川の場合には	2360Cal	135gr	80gr
東京の場合には	2010Cal	115gr	68.3gr
北海道の場合には	2180Cal	125gr	74gr

表 5

項 目	数 量		価 格(円)
	カ ロ リ ー	蛋 白 質	
米 類	29432.58	540.74	1,458
パ ン	1443.93	40.84	} 536
そ の 他 の 粉	2883.38	70.21	
生 鮮 魚 介	4725.63	1034.92	931
塩 干 魚 介	5627.49	898.23	335
肉	3766.38	217.36	736
乳 卵	11084.23	669.92	672
野 菜	2174.75	123.81	914
い も	794.80	18.52	63
乾 燥 品	118.33	18.52	150
加 工 食 品	4323.88	344.83	918
調 味 料	12467.44	697.26	318
菓 子	808.40	13.74	196
果 物	1820.33	34.29	433
酒	59.73	0.25	10
飲 料	1538.63	53.77	293
計	83069.91	4758.69	8,069
1 日 1 人 当	2723	156	
	動物性蛋白	2820.43	
		92.5	

京都の場合には、年度初に主食類の買い溜めがあって、この購入費がそのまま摂取量となったとはみられない。また、逆に他の場合にも前年度からの持越量があって、この購入量がそのまま摂取量となったとはいえない。しかしながら、京都の場合は別として、他の3施設の栄養供給量は決して豊かとはいえない。

各施設で、老人ホームの措置費は漸次改善され、食料費ではほぼ十分で、その他の諸費が不足している。したがって、今後の改善の目標はその他の諸費に向けて欲しいといていた。しかし、これは単なる主観的なもので何らの客観的データに基づくものではなかった。この調査の結果では、食料の供給はぎりぎりの最低限度である。老人が食べ残したりするのは、食事の献立がまずくて食べないからだし、大食堂で一定の時間に、まるで戦前の軍隊のように一斉に食事をするのでは、全く老人の食欲や体調を無視している。

老人ホームで余生を養っている老人にとって、唯一の慰めは楽しい食事だろう。食事の改善はさらに重要である。

(h) 老人ホームの耐用物品

老人ホームが寒々とした収容所だということを前述したが、それを証明するものとして、調査対象施設が現に所有している手持の耐用物品を調査した。

調査した物品は、総理府統計局の国民消費実態調査の耐用品の種類である。

表6が物語るように、それは実に少い。とても家庭的な雰囲気をかもし出してはいない。要するに集団収容所なのである。

老人ホームには、この種類以外に、一般家庭にはないような施設としての設備器具類がある。しかし、これは一般水準と比較しえないので、この表には省略してある。

全国消費実態調査の一般水準との比較は改めて、ここでは報告しないが、収容されている実人員数と比べてみると、その差をのべるまでもない。

京都、北海道が100名、神奈川150名の実人員がいるところに、ミシン3、2、2とか、冷蔵庫1、4、1、ラジオ2、2、2、テレビ7、7、7、カメラ1、2、1というような数は、結局、係員の人が使ってみせてくれるということで、老人が直接、手をふれて、自分の好きなチャンネルをみるということのできない状態なのである。老人個人に直接ついていると考えられるのは、京都の座卓133、電気こたつ332、部屋に1個ありそうだと思うのが、タンス類64、時計32、本箱43、扇風機44、といったものである。

東京は調査ができなかった。余りに貧弱でかくしたいという心理が働いたのだと思う。この点は、極めて重要な点である。

V

以上にのべた老人ホームの実態を、前段にのべた点と照合して、どう批判するかは、後節にまわして、その批判の重要な基礎資料として、東京都内に居住する老人単身生活者の生計費を調査した。この老人は東京都内白山地区の老人クラブに入っている人々で、46年9月の生計費を調査させてもらった。老人であるために、記帳能力を欠き、また、記帳を続ける気力を欠いている人が多くて、結局、集計可能な結果が得られたのは、次の6世

表6 耐久品手持量

項 目	京 都	神 奈 川	北 海 道
和 服	64	—	—
洋 服	—	19	—
整 理	—	36	—
茶 台	—	1	—
鏡 台	—	12	7
掛 時計・置 時計	32	1	6
座 机	33	20	22
腰 掛	73	40	4
座 卓	133	3	38
木 棚・木 箱	43	1	7
応 接 セ ッ ト	3	4	3
食 器 戸 棚	—	34	28
食 堂 セ ッ ト	—	2	2
ミ シ ン	3	—	1
毛 糸 編 機	—	—	—
電 気 釜, ガ ス 釜	1	3	—
じ ょ う 気 釜	6	—	4
石 油 コ ン ロ	—	—	—
氷 冷 蔵 庫	—	—	—
電 気・ガ ス 冷 蔵 庫	1	4	1
ミキサー, ジューサー	—	2	—
電 気 こ た つ	332	—	—
電 気 ス ト ー ブ	—	—	—
ガ ス ス ト ー ブ	15	—	—
石 炭 ス ト ー ブ	—	—	—
ル ーム ク ー ラ ー	—	—	—
扇 風 機	44	44	—
電 気 井 戸 ポ ン プ	—	—	1
電 気 洗 濯 機	14	1	3
電 気 乾 燥 機	1	6	1
電 気 掃 除 機	6	3	2
電 気 蓄 音 機	—	—	2
ラ ジ オ	2	2	2
拡 声 機	—	—	64
トランジスターラジオ	—	6	—
レ ビ	7	7	7
カ ラ ー ・ テ レ ビ	—	2	2
プ レ イ ヤ ー	2	2	2
テ ー プ ・ レ コ ー ダ ー	2	3	1
ス テ レ オ	2	2	1
ピ ア ノ	—	—	—
オ ル ガ ン	2	1	—
カ メ ラ	1	2	1
8mm・16mm 映 写 機	1	2	—
” 撮 映 機	—	1	—
大 人 用 自 転 車	—	1	2
ベ ッ ト レ ス	18	35	25
マ ッ ト	—	150	124
自 転 車	—	—	—
モ ー タ ー バ イ ク	—	—	—
ス ク ー タ ー	—	—	—
乗 用 車	—	—	—
貨 物 自 動 車	1	1	—
ル ーム ・ ス チ ーム	—	—	—
全 館 ス チ ーム	—	1	1
全 館 冷 暖 房	—	—	—
リ ヤ カ ー	—	—	2

表 7

	43年10月老夫婦	44年10月		43年10月	44年10月		46年9月単身者
		老 夫 婦	単 身 者	1 人 当 り	1 人 当 り	単 身 者	
支 出 計	36,750	43,760	24,660	18,375	21,880	24,660	28,563
食 費	16,740	20,126	10,149	8,370	10,063	10,149	7,875
住 居	4,283	4,931	275	2,142	1,966	275	664
光 熱	2,308	2,808	278	1,154	1,404	278	2,887
被 服	3,200	1,819	908	1,600	910	908	3,524
雑 費	10,219	14,079	13,050	5,110	7,038	13,050	13,613

帯であった。稀少価値の資料といってよい。

これらの老人は、前述のカテゴリーでいえば、第1種か第2種Aの老人であって、老人ホームでの養護を必要としていない老人たちである。したがって、生活水準が高いのは当然のことである。

(1) 調査方法

老人なので、記帳の意欲を欠いているので、生計簿を渡して記帳を依頼した上で、頻繁に訪問し、聞き取りによって記帳を訂正した。それでも脱落が多かった。

(2) 調査の対象

本郷白山地区の老人クラブの加入老人で、そのうち、単身生活をしている老人を選び、訪問して調査を依頼した。

収入は15万円のB6号世帯から、2、3万円のB5号世帯にわたって多様であった。

(3) 調査の結果

(ア) 老人1人1ヵ月分生計費平均は、次のごとくであった。

食 料 費	7,875円
住 居 費	664円
光 熱 費	2,887円
被 服 費	3,524円
その他の諸費	13,613円
合 計	28,563円

(イ) 前回調査との比較

今次調査の信頼性を検証するために、44年10月と43年10月に行なった調査と比較してみる。

両年次の調査の結果は表7に示す通りであるが、その要点をとって、今次調査と比較してみると次のようになる。

この比較表でみると、この間の物価上昇を計算

しただけでも、老人1人分の生計費としては、今次調査の結果は、決して過大でも過小でもなく、かなり、信頼性が高いとみてよいだろう。

VI

老人ホームでの老人1人当りの経費支出と単身住老人の生計費を比較すると、消費支出で、格差は43.5%である。半分に達していない。

老人ホームの収容老人は、第2種Bか第3種の老人であるに反して、単身住老人は、第1種または第2種Aの老人である。したがって、その間に差のあるのは当然としても、半分以下だということとは驚きに価する。

もっと老人ホームの費用を増大させて、せめて60~80%にはもっていかなくては、老人の社会的処遇としてひどすぎる。特に表8でみるとわかるように、食料費では82.3%、被服費、光熱費で約半分、住居費は逆に1.5倍もかかっている。ところがその他の諸費はわずかに11.2%である。

この数字は、端的にいうと、現在の老人ホームが、不要の人間を集団収容して、ただ食べさせているだけのものという批評を、どう弁解しても、まぬがれないだろう。住居費が1.5倍になり、光熱費が54.5%となっているのは、収容施設とし

表 8

	単 身 老 人	単身老人に対する 老人ホーム支出の 割合(%)
食 料 費	7,875	82.0
住 居 費	664	154.0
光 熱 費	2,887	54.5
被 服 費	3,524	42.6
その他の諸費	13,613	11.2
合 計	28,563	43.5

て雨露をしのぐことを第一義とせざるをえないための苦しい実状の表現にほかならない。

したがって、既存の老人ホームの現状を前述した考え方で批判する余地は、ほとんどないといえてよい。ただ、生計費支出の構成比を比較してみると、各ホームで、かなりの差異が出ている。

老人単身の消費支出に対して、平均で43.5%にすぎない消費支出にあるものを、単に百分比だけで比較するのは、少し乱暴だが、他に資料がないので、あえてその乱暴を犯してみると、京都と東京がかなりよく似ていて、神奈川と北海道がかなり似ている。そして後者の方が前者よりは単身老人のものに近づいている。

単身老人の生活は、社会参加型であるからこの比較だけでいえば、神奈川、北海道の方が幾分か、地域に接近しようという方針で運営されているとみることができる。

ところが、注目すべきことは、老人ホームの中では、京都は1人当り経費が最も高く、東京の場合の2.25倍という額になっており、老人の小遣いを加えると、単身住老人に対して83%という水準に達してくる。したがって、今日の老人ホームの諸経費の基準が低くても、地方自治体の努力では、単身住老人の80%をこえる水準に上げることが可能だということを示している。ところ

が、その支出構成比が、最低の東京私立の場合と似ているということは、前段でのべたような方針を確立して、京都と東京が近似した結果となったのではない。ただ、偶然にそうなったのだと思う。

したがって、前段でのべたように、老人処遇の方針を確立した上で、この方針に基づいて運営することが、どのくらい重要であるかを、思うのである。そうすれば、京都のホームでの1人平均23,700円余の支出は、もっと有効に使えたであろうし、東京の場合のように9,000円にもみたないという飢餓的状況も修正されたいと思うのである。地域の住民が、老人ホームの運営に参加せず、そこに収容されている老人の生活について無関心だから、一方で23,700円になったり、他方で8,687円という数字が出てくるのである。既存の老人ホームは、地域社会の中で、おき忘れられた存在でしかない。

老人を処遇していくには、一般的には、家族的団らんの中におくことが最も望ましく、孤居はいたましい、といわれている。理想的なのは、子供らの家族とスプの冷えない距離に住むことだといわれている。このことの意味は、老人の生活にとって住居と養護サービスが、肝心の要だということを行っている。年金制の充実が老人問題の重

表 9

	単身老人	老 人 ホ ー ム					平均、老人小遣 で修正したもの
		京 都	神 奈 川	東 京	北 海 道	平 均	
食 料 費	27.6	68.5	54.9	68.5	52.2	52.1	47.5
住 居 費	2.32	9.2	11.4	8.6	18.2	8.1	6.25
光 熱 費	10.2	4.45	8.2	2.54	4.75	12.7	9.65
被 服 費	12.1	13.2	13.4	6.85	10.4	12.1	11.3
その他の費用	47.8	6.85	10.65	7.45	13.9	12.1	26.0
保 健 医 療	3.15	2.26	2.56	1.58	1.7	2.62	9.4
理 容 衛 生	2.4	1.78	1.49	2.56	6.7	3.58	2.96
交 通 通 信	9.0	0.98	0.48	2.2	1.42	1.15	2.72
教 育	0	0	0	0	0	0	0
文 具	0.45	0.91	0.13	0.83	*	0.6	0.81
教 養、娯 楽	16.6	1.33	4.8	0.24	2.85	3.28	2.48
交 際	5.1	0.12	0.04	0.046	0.64	0.29	2.98
雑 費	11.6	0	2.13	0	0.61	2.88	4.52
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
消 費 支 出 額	28,563円	19,504円	12,674円	8,687円	12,430円	17,327円	16,425円

点のようにいう人があるが、それは、住居と養護サービスの経費を負担する便宜手段でしかない。国がその経費負担の責を負って、その金の準備を租税によるか、掛金によるかという経理的技術にすぎない。老人問題の焦点は住居と養護サービスなのである。これを最も効率化したものが、老人ホームである。集団収容はサービスの面では効率的である代りに、老人の個性とプライバシーをうばってしまう。一室に数人が雑居し、まるで昔の軍隊のように食堂でならんで、一斉に食事をして

いる状況というのは、真に非人間的で無惨である。しかも、死ぬ順番を待っている人々なのである。もう少し、個人を尊重することができないのだろうか。

私が、その対案として考えたのが、家族をも含めて、地域の住民に責任を負ってもらおうという考え方であった。なお、この点について論じたいことがあったが、許された余白がないので、次の機会にしたい。(なお、調査は昭和46年度厚生科学研究助成金の助成を受けたものである。)